

Wood Letter

令和6年6月vol.49

Ψ moku推し Ψ



林業機械（日の出町伐採現場にて）

森林環境譲与税 ご担当者の皆様へ

平素より、東京の木 多摩産材をはじめ国産木材の利用推進についてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

従来より森林環境譲与税のご担当をされている皆様、本年度もよろしくお願いいたします。今年度より新たにご担当となられた皆様、当担当ではニュースレターで森林環境譲与税関連や木材利用関連の情報を提供させていただいています。私たち森づくり推進担当も、今年度は職員3名の異動がありました。新たな仲間を加えた5名で引き続き頑張っていきますので、1年間お付き合いの程よろしくお願いいたします。

諸般の事情により“Wood Letter Ψmoku推しΨ”の発行が2か月ほど遅くなりましたこととお詫びいたします。vol.49をお届けいたしますので、ぜひともご参照いただき、貴団体内の関係する部署にも転送いただければ幸いです。

：森づくり推進担当一同：

（1）令和5年度 森林環境譲与税譲与額

総務省のホームページに、令和5年度に譲与された、すべての都道府県および区市町村の森林環境譲与税額について一覧が掲載されていますのでお知らせします。当該ページには、令和元年度からの譲与額一覧や地方団体における取組事例集、森林環境譲与税の取組状況、使途の公表状況などの資料が掲載されています。近隣の区市町村、環境が似通った他府県の市町村、友好都市の市町村などについて参照できますので、業務の参考にしてください。

総務省 森林環境譲与税掲載サイトHP

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html

総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) MIC ICT Policy (English / Français / Español / Русский / 中文 / عربي)

アクセシビリティ 障がい者支援ツール Google 提供

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続 政策評価

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方税制度 > 森林環境税及び森林環境譲与税について

地方税制度

森林環境税及び森林環境譲与税について

概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

地方税制の概要

毎年度の地方税制改正

令和5年度 森林環境譲与税 譲与額一覧PDF

URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000942800.pdf

令和5年度 森林環境譲与税 譲与額（都道府県別）

（単位：千円）

都道府県	都道府県分			区域内市区町村計			譲与額 合計
	9月期譲与額	3月期譲与額	小計	9月期譲与額	3月期譲与額	小計	
東京都	113,567	113,567	227,134	832,822	832,822	1,665,644	1,892,778

(2) 木材利用推進方針 策定状況

木材利用推進方針の作成状況に関し、都内区市町村の策定が進んでまいりました。

東京都は、令和6年4月1日に「千代田区」と「町田市」が新たに方針を策定しました。

これで東京都で方針策定済の区市町村は62団体中、**34**団体（策定率55%）となりました。

●区市町村方針の策定・改定状況

令和6年4月30日時点

都道府県	市区町村数	策定済 市区町村数	策定率	策定済市区町村名	改定済 市区町村数	改定市区町村名
東京都	62	34	55%	新島村、神津島村、港区、日野市、檜原村、日の出町、江東区、品川区、あきる野市、豊島区、青梅市、足立区、八王子市、中野区、福生市、世田谷区、渋谷区、清瀬市、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、多摩市、杉並区、大田区、板橋区、台東区、東大和市、国立市、東久留米市、昭島市、奥多摩市、千代田区、町田市	12	杉並区、台東区、八王子市、東大和市、国立市、日の出町、港区、東久留米市、昭島市、奥多摩市、千代田区、町田市

今年度から、森林環境税の賦課徴収が開始されました。木材利用推進方針策定は各区市町村の木材利用に向けた姿勢を示すものですから、木材利用に対する納税者の理解がより得やすくなると思います。未策定の団体におかれましては、ぜひご検討をお願いします。

また、毎月林野庁から策定自治体の報告を求められているため、策定された場合には、当方へのご連絡をお願いいたします。

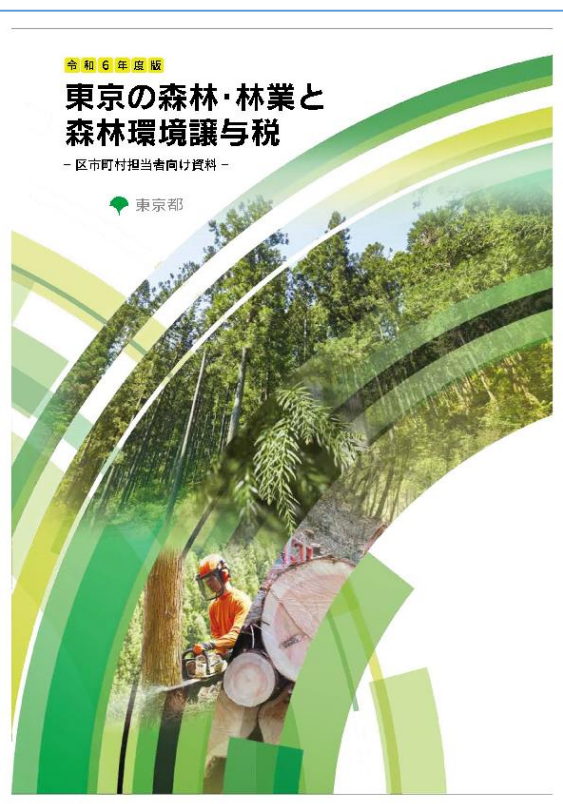
(3) 「東京の森林・林業と森林環境譲与税」（令和6年度版）作成

東京都森林課では、区市町村職員の皆様に東京の森林や林業について、また森林環境譲与税や補助金制度について理解を深めていただくための資料として冊子を提供しています。

今回新たに「東京の森林・林業と森林環境譲与税」（令和6年度版）を作成し、皆様にお送りしますので、関連部署の皆様に配布いただき、業務の参考にしていただければ幸いです。

※本冊子のPDFデータを、東京都のホームページ「森林環境税及び森林環境譲与税について」のページに掲載しましたので、こちらでもご利用ください。

掲載ページ：<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/project/kankyozei/index.html>



(4) 令和6年度第1回 森林環境譲与税 担当者的会議 開催

5月9日に、令和6年度第1回森林環境税担当者的会議をWEB形式で実施しました。当日は50の区市町村の担当者の方々にご参加いただきました。今年度新たに担当になられた方を主な対象として「東京の森林・林業」、「森林環境譲与税」、「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」について説明しました。

令和6年度 森林環境譲与税担当者的会議

東京の森林・林業の 現状について

東京都産業労働局農林水産部森林課
森づくり推進担当

令和6年度 森林環境譲与税担当者的会議

森林環境税および 森林環境譲与税について

東京都産業労働局農林水産部森林課
森づくり推進担当

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

今年度も引き続き、区市町村の公共施設において、木材を活用したモデル的な施設整備を支援する補助金「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」を実施しています。

○対象行為

対 象	木材利用推進方針 策定の有無	使用木材
木造化、内装木質化 木製什器、木製遊具	必 要	多摩産材
木製外構施設 木塀、門扉、バーゴラ ベンチ、デッキ等	不 要	国産木材 うち多摩産材を 3割以上使用

○補助額等

- ・補助対象経費の1/2以内(1区市町村当たり
上限3,000万円/年度)
- ・債務負担行為(2年間)にも適用可能
- ・補助対象ごとに多摩産材の使用割合等の
条件有

※詳しくは森林課森づくり推進担当までお電話
ください。 TEL: 03(5000)7198

(説明資料より抜粋)

(5) 多摩産材情報センター

「公共施設の資材に多摩産材を使いたい。什器を多摩産材で木質化したいと思うが、どのような供給業者があるのか分からない。」といったご担当はいらっしゃいませんか？

多摩産材情報センターは、多摩産材利用拡大と多摩地域の林業・木材産業の活性化を図ることを目的に、多摩産材の利用者と供給者とのマッチングを行う窓口です。ぜひご活用ください。

住所：東京都青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎1階 電話：0428-20-1181

URL: <https://tamasanzai.tokyo>



(6) 森林環境譲与税に関する令和5年度の決算状況調査及び体制状況調査

例年、各種調査を実施していますが、先般、林野庁と総務省の共同により、「森林環境譲与税に関する令和5年度の決算状況調査及び体制状況調査」について、調査依頼がありました。

(5月27日に、メールにて本件の依頼を発信しています。)

- ①区市町村の令和5年度の決算状況調査(更新依頼)
- ②区市町村の令和5年度末における執行状況(残額)調査(更新依頼)
- ③区市町村の令和5年度の取組事例(作成依頼)
- ④区市町村の体制状況調査(作成依頼)
- ⑤区市町村の令和6年度の使途の検討状況調査(作成依頼)

上記①、②及び⑤は締切日の令和6年6月14日(金)までにご提出をいただきありがとうございます。

上記③及び④は提出締切日は令和6年7月11日(木)までとなっています。

ご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力をお願いいたします。

(7) 会計実地検査(5月27日～29日)について

令和6年5月27日から29日の3日間、会計検査院による実地検査が東京都に入り、森林環境譲与税の使途や基金の管理、木材利用の考え方などについて担当者へのヒアリングが行われました。

検査対象となった区市町村の皆様には、事前準備から当日まで対応いただきありがとうございました。

今回の検査では特段の指摘事項はありませんでしたが、皆様には森林環境譲与税の適切な執行について、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

(8) MOCTION 企画展示

木材の大消費地である東京での更なる木材利用の拡大に向け、国産木材の魅力を発信する拠点である「MOCTION(モクション)」では、一定期間ごとに、全国各地の木材製品の展示が行われています。

5月23日から6月18日は広島県の展示でした。

雑木と呼ばれ価値が見出されていない里山材や街路樹を、広島県の木工所が、家具やおもちゃ、木製雑貨として生まれ変わらせ、里山材や街路樹の新しい価値を創出する展示となっていました。

5月23日～6月18日 広島県



7/4～16は鳥取県、7/18～30は大阪府の企画展示となります。ご来場をお待ちしています！

ちょこっとコラム(ご存知でしたか?こんなこと)

”木材から作られている文房具は次のうちどれでしょう?”

①チョーク ②セロハンテープ ③クレヨン

チョークは顔料や歯磨みがきなどにも使われる炭酸カルシウムを、石膏やワックスで固めたものです。クレヨンは、チョークと同じように、顔料をワックスで固めたものですが、軟らかくするため油なども入っています。

セロハンとは木材パルプから製造されています。アルカリ化した木材パルプに水酸化ナトリウム水溶液と二硫化炭素を加えて作られたビスコース溶液を、薄く伸ばして膜状に成形し、硫酸で中和し水で洗ったものがセロハンです。

「WOOD LETTER Moku推し(ウッドレター モクオシ) 令和6年6月vol.49」

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎21階中央
東京都産業労働局農林水産部森林課 森づくり推進担当
TEL03(5000)7198(直通) 担当:荒川、伊藤、小山、中田、中村

森林環境譲与税はもとより、多摩産材の利用や東京の森林・林業に関することにつきましてもお気軽にお問合せください。